

鹿児島県屋久島電気自動車用充電設備普及促進支援事業補助金募集要領 ～平成25年度 申請の手引き～

鹿児島県では、世界自然遺産の屋久島において、温室効果ガスの発生が抑制された先進的な地域づくりを促進するため、電気自動車用充電設備の導入の際の補助を行います。

1 事業の概要

(1) 補助対象者

- 屋久島町に居住している個人
- 屋久島町に事業所を有している法人及び個人事業者
- 上記の方々に充電設備を貸与するリース事業者

※ 個人や法人、個人事業者の方がリースで充電設備を導入する場合は、リース事業者が補助金の交付申請を行います。(転リースによる導入も補助対象となります。)



(2) 補助対象設備

- 屋久島に設置するものであること。
- 新品であること。
- リース事業者にあつては、県からの補助金相当額分を反映した貸与料金の設定がなされていること。
- 国の補助制度である「次世代自動車充電インフラの整備促進事業補助金」の対象機種であること。

※ 電気自動車は、家庭用充電設備(コンセント等の工事等)だけでも充電できますが、この場合は補助対象となりません。

(3) 募集期間

平成25年10月18日(金)～平成26年2月28日(金)

(4) 募集台数

15台(程度)

※ 当事業は、募集期間中であっても補助金交付申請額の合計が予算額に達した場合は、その時点で募集を終了することになります。なお、交付決定は先着順となります。

(5) 補助金額等

- ① ビジョンに示された要件を満たし、かつ公共性を有する充電設備の設置の場合
充電設備機器費の3分の1以内
- ② 上記以外の充電設備の設置の場合
充電設備機器費の2分の1以内
- ③ ①②いずれの場合も上限額は、1基当たり150千円
ただし、給電機能を有するものは、1基当たり300千円

※ ビジョンとは、「都道府県が、電気自動車に必要な充電設備を計画的に配備するために適切な設置場所等を示したもの」をいいます。

[参考例 国・県の補助金を利用した場合の導入経費(普通充電設備)]

メーカー名	ニチコン		トヨタホーム				
区分	高機能普通充電設備		普通充電設備				
型式	ZHTP1580R (給電機能有)		EVHJ (スタンド式)		EVH1-H (壁掛式)		
県補助率	1/3以内	1/2以内	1/3以内	1/2以内	1/3以内	1/2以内	
本体価格(税抜き)	480千円	480千円	260千円	260千円	120千円	120千円	
*補助金額	*国	320千円	240千円	170千円	130千円	80千円	60千円
	*県	160千円	240千円	80千円	130千円	40千円	60千円
最終導入経費	0千円	0千円	10千円	0千円	0千円	0千円	

※ 補助金額は、変更になる場合があります。

※ 購入時に、本体価格から値引きがあった場合は、補助金の減額を行います。

※ 設置に関しては、別途、工事費がかかりますので電気工事業者等にもご相談ください。

2 申請手続き等

(1) 申請手続き等の流れ

- ① 補助金交付申請書を県屋久島事務所に提出
- ② 申請書を県で審査・選考し、受付から概ね2週間以内に交付決定通知書を送付します。
※ 補助金交付申請を取下げの場合は、補助金交付決定通知を受け取った日から30日を経過した日までに届け出てください。
- ③ 充電設備の購入契約・設置
※ 補助金交付決定通知の日から60日を経過した日の属する月の末日まで（ただし、年度末については平成26年3月24日（月）まで）に充電設備の設置が完了し引き渡しを受け、購入代金の支払いを完了している必要があります。
- ④ 実績報告書を県屋久島事務所へ提出
※ 提出期限は、補助事業完了日（充電設備の引き渡し又は購入代金の支払いを完了した日のどちらか遅い日）から30日以内又は平成26年3月28日（金）のどちらか早い日とします。
- ⑤ 県による補助金の支払い

(2) 申請に必要な書類及び部数

○ 補助金交付申請 各1部提出

- ・ 補助金交付申請書（要綱別記第1号様式）
- ・ 事業計画書（要綱別記第2号様式）
- ・ 見積書（写し）
- ・ 住民票（個人の場合）
- ・ 履歴事項全部証明書（法人の場合）
- ・ 県税の納税証明書（リース事業者で県内に事業所を有しない場合を除く。）
- ・ 貸与料金の算定根拠明細書（要綱別記第3号様式）（リース事業者の場合）
- ・ 誓約書（要綱別記第4号様式）（リース事業者の場合は貸与先が記入したもの）
- ・ ビジョンの要件に適合しているものとして、都道府県（産業立地課）が交付する確認書の写し（1事業の概要の(5)補助金額等①に該当する場合）
- ・ その他知事が必要と認めるもの

(3) 注意事項

- 「屋久島CO2フリーの島づくりサポーター制度」に登録していただきます。
- 当事業は、充電設備の購入・設置前に申請が必要ですのでご注意ください。
- 県税に滞納がある方、暴力団及び暴力団員関係者は申請できません。
- 申請書は県屋久島事務所へ持参又は郵送してください。（消印有効）
- 書類に不備がある場合は受理できません。必要書類が全て整った段階で申請を受理します。
- この事業で導入した充電設備は法定耐用年数は8年とし、この期間中は、島外に移設することはできません。
この期間中に、島外に移設する場合は、残りの法定耐用年数期間の割合に応じて、補助金を返納していただきます。
- 充電設備を処分した日又は充電設備の法定耐用年数を経過した日のどちらか早い日の属する県の会計年度が終了するまでの期間、年度ごとの利用状況を翌年度の4月30日までに、県に報告していただく必要があります。
- ご不明の点は、県屋久島事務所までお問い合わせください。

お問い合わせ・書類提出先

鹿児島県屋久島事務所総務企画課

電話：0997-46-2211 FAX：0997-46-2493

住所：〒891-4311 熊毛郡屋久島町安房650

様式のダウンロード等（鹿児島県ホームページ）

<http://www.pref.kagoshima.jp/kurashi-kankyo/kankyo/sougou/co2free/index.html>

[県トップページ](#)>[くらし・環境](#)>[環境保全・自然保護](#)>[総合政策](#)>[屋久島CO2フリーの島づくり](#)